

## 検査機器等による保安基準の判定基準について

※詳細については保安基準又は審査事務規程で確認をお願いします。

○サイドスリップ (保安基準 第11条 審査事務規程 4-13・5-13)

項 目	判定基準
4輪以上の自動車のかじ取り車輪の横滑り量	走行1mにつき横すべり量が±5mm以下 ※輸入車の一部は例外的取扱いがあります。

○ブレーキ (保安基準 第12条、13条 審査事務規程 4-15~20・5-15~20)

項 目			判定基準
主 制 動 装 置	和	一般車両	制動力の総和(注1・3) 検査時車両状態の重量の 4.90N/kg(50%)以上
			後車輪の制動力の和 検査時車両状態の後軸重の 0.98N/kg(10%)以上
	トレーラ	制動力の和(注2・3) 検査時車両状態の軸重の 4.90N/kg(50%)以上	
	車両総重量 ≤1.25 車両重量 (最高速度 80km/h 未満)	制動力の総和(注1) 車両総重量の 3.92N/kg(40%)以上	
	左右の制動力の差		検査時車両状態の軸重の 0.78N/kg(8%)以下
	駐車ブレーキ		制動力の総和 検査時車両状態の重量の 1.96N/kg(20%)以上
分離ブレーキ		制動力の総和 検査時車両状態の重量の 1.96N/kg(20%)以上	

検査時車両状態＝空車状態＋55kg(運転者1名:前軸重に加える)

(注1)前輪のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で適合とみなす。

(注2)当該車両のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で当該軸重の 4.90N/kg(50%)以上とみなす。

(注3) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 3.92N/kg(40%)以上で制動力の総和が適合するものとする。

○スピードメータ (保安基準 第46条 審査事務規程 4-91・5-91)

項 目			判定基準
指 示 の 誤 差	測定車の速度計が 40km/hを指示した 時のテストの指示値	平成18年12月31日 までの製作車	一般車両 31.0~44.4km/h (誤差値+9.0~-4.4km/h)
			二輪車・三輪車 29.1~44.4km/h 側車付二輪車 (誤差値+10.9~-4.4km/h)
		平成19年1月1日 以降の製作車	一般車両 31.0~42.5km/h (誤差値+9.0~-2.5km/h)
			二輪車・三輪車 29.1~42.5km/h 側車付二輪車 (誤差値+10.9~-2.5km/h)

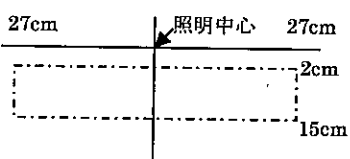
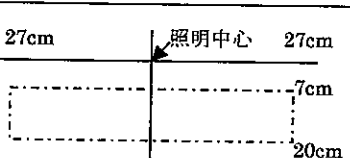
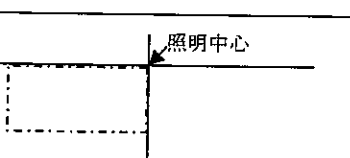
前照灯等（保安基準 第32条 審査事務規程 4-57~58 の 2・5-57~58 の 2）

○走行用前照灯（ハイビーム）

項 目		判定基準(前方10mの位置)	
光度	4灯式前照灯 以外のもの	すれ違い前照灯が同時点灯しない構造	1灯につき 15,000cd 以上
		すれ違い前照灯が同時点灯する構造	1灯につき 12,000cd 以上
		但し 12,000cdに満たない場合は同時点 灯するすれ違い用前照灯との光度の和	合計が 15,000cd 以上
	4灯式前照灯	主走行ビーム 但し 12,000cdに満たない場合は他の走 行用前照灯との光度の和	1灯につき 12,000cd 以上 合計が 15,000cd 以上
光軸 左右 の振 れ	一般車両	左側	左27cm~右27cm以内
		右側	左27cm~右27cm以内
	二輪自動車 側車付二輪車	2灯式の場合もそれぞれ	左27cm~右27cm以内
光軸 上下	一般車両		上方は10cm以下 下方は前照灯取付高さの1/5以内

最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。

○すれ違い用前照灯（ロービーム）（平成10年9月1日以降に製作された自動車）

項 目		判定基準	
光度	カットオフ を有する	すれ違い前照灯中心高さ 1m以下	左 23cm 下 11cm の測定点で1灯につき 6,400cd 以上
		すれ違い前照灯中心高さ 1mを超える	左 23cm 下 16cm の測定点で1灯につき 6,400cd 以上
	カットオフを有さない		最高光度点における光度が 6,400cd 以上
光軸 の 範囲	カットオフ を有する	すれ違い前照灯中心高さ 1m以下	 <p>前方 10m において 左図の点線内にエ ルボ一点があれば 適合</p>
		すれ違い前照灯中心高さ 1mを超える	 <p>前方 10m において 左図の点線内にエ ルボ一点があれば 適合</p>
	カットオフを有さない		 <p>左図の点線内に 最高光度点が あれば適合</p>

○近接排気騒音規制値適用時期一覧（保安基準 第30条 審査事務規程 4-48・5-48）

				新型	継続	輸入	H10年規制前
普通・小型・軽自動車 (定員10以下の乗用車、二輪車・側車付二輪車を除く。)	総重量 3.5t 超 200HP (150kW※)超	乗用		10.10.1	11.9.1	12.4.1	107
		H10年規制 99					
	乗用以外		13.10.1	15.9.1	15.9.1		
	H13年規制 99						
	総重量 3.5t 超 200HP 以下 (150kW※)以下	全輪駆動車		13.10.1	14.9.1	14.9.1	105
		H13年規制 98					
		全輪駆動車以外	乗用	12.10.1	13.9.1	13.9.1	
			H12年規制 98				
			13.10.1	14.9.1	14.9.1		
	H13年規制 98						
	総重量1.7t超3.5t以下		12.10.1	14.9.1	14.9.1	103	
	H12年規制 97						
総重量1.7以下		11.10.1	12.9.1	13.4.1			
H11年規制 97							
軽自動車	運転者席の前方にエンジン		11.10.1	12.9.1	13.4.1		
	H11年規制 97						
		12.10.1	13.9.1	13.9.1			
H12年規制 97							
定員10以下の乗用車で、普通・小型・軽自動車(二輪車・側車付二輪車を除く。)	後部エンジン	定員7人以上		11.10.1	13.9.1	14.4.1	103
		H11年規制 100					
	定員6人以下		10.10.1	11.9.1	12.4.1		
	H10年規制 100						
	後部エンジン以外	定員7人以上		11.10.1	13.9.1	14.4.1	
		H11年規制 96					
		10.10.1	11.9.1	12.4.1			
H10年規制 96							
小型二輪車				13.10.1	15.9.1	15.9.1	99
H13年規制 94							
軽二輪車				10.10.1	11.9.1	12.4.1	
H10年規制 94							
大型特殊・小型特殊				110dB			

(注) (150kW※)はH10年規制以降のもの

※1 H22.4.1以降に製作された自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については、加速走行騒音基準も適用されます。

※2 年式の古い車両(H1.5.31(輸入車H4.3.31)以前に製作された自動車)によっては定常走行騒音によるものもあるので保安基準や事務規定に照らし合わせて確認すること。

○警音器検査 (保安基準 第43条 審査事務規程 4-83・5-83)

項 目		判定基準
平成15年12月31日以前に製作された車	車両中心線上の自動車前端から2m、高さ1mの位置で2回測定した平均値(補正回路C特性)	90~115dB
平成16年1月1日以降に製作された車	車両中心線上の自動車前端から7m、高さ0.5~1.5mの最大の音の位置で2回測定した平均値(補正回路A特性)	93~112dB

※平成15年12月31日以前の製作車は2つの基準のどちらを用いてもよい。

○アイドリング検査 (保安基準 第31条 審査事務規程 4-49~50・5-49~50)

項 目			判定基準	
			CO	HC
①普通車、小型車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上 (GA・GB除く)	②、③以外	1.0%以下	300ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし	②、③以外 特殊エンジン	4.5%以下	1200ppm以下 3300ppm以下
②軽自動車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上	4サイクル	2.0%以下	500ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし		4.5%以下	1200ppm以下
③2サイクルの自動車			4.5%以下	7800ppm以下
④大型特殊 (19~560kw 未満)	新型 H19.10.1~(継続 H20.9.1~) かつガス記号3桁		1.0%以下	500ppm以下
⑤二輪自動車 (含側車付)	平成19年規制 ガス記号3桁	4/2サイクル	3.0%以下	1000ppm以下
	平成11年規制 ガス記号2桁	4サイクル	4.5%以下	2000ppm以下
		2サイクル		7800ppm以下

(注) ・ガス記号とは自動車検査証の車両の型式の「-」ハイフン前の1桁~3桁の英文字をいう。

・並行輸入等、ガス記号がないものは製作年月日で判定してください。

また、平成10年規制(H10.10.1~H11.8.31(輸入車はH12.3.31まで))のもので型式記号が2桁で、製作年月日で判断し平成10年規制以前の判定基準で判定するものがあります。ただし平成10年規制で判定することができます。

・特殊エンジンとは特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。

○ディーゼル黒煙検査（保安基準 第31条 審査事務規程 4-49~50・5-49~50・別添 6-1・6-2）

	H9年規制以降		H5・6年規制以降		H5年規制以前	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	KA~KD 除く2桁の型式 A B C D N P で始まる 3桁型式の内、オパシ測 定車(注3)以外	25%以下	KA KB KC KD	40%以下	無 K N P Q S U W X Y	50%以下
スクリーニング値		0.80m <sup>-1</sup> 以下		1.62m <sup>-1</sup> 以下		2.76m <sup>-1</sup> 以下
閾値(注2)		0.64m <sup>-1</sup> 以下		1.29m <sup>-1</sup> 以下		2.20m <sup>-1</sup> 以下

オパシ測定 車(注3)	ポスト新長期規制車		H17年規制	
	ガス記号(注1)	判定基準	ガス記号(注1)	判定基準
規制値	L F M R S で始まる 3桁型式	0.50m <sup>-1</sup> 以下	A B C D N P で始まる 3桁型式の内、オパシ 測定車(注3)	0.80m <sup>-1</sup> 以下
閾値(注2)		0.40m <sup>-1</sup> 以下		0.64m <sup>-1</sup> 以下

○大型特殊自動車のディーゼル黒煙検査

（保安基準 第31条 審査事務規程 4-49~50・5-49~50・別添 6-1・6-2）

	H18年規制		H19年規制		H20年規制	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号(注 1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	JDS	25%以下	EDR	25%以下	KDP	30%以下
スクリーニング値		0.80m <sup>-1</sup> 以下		0.80m <sup>-1</sup> 以下		1.01m <sup>-1</sup> 以下
閾値(注2)		0.64m <sup>-1</sup> 以下		0.64m <sup>-1</sup> 以下		0.80m <sup>-1</sup> 以下
黒煙汚染度			EDM	40%以下	KDN	35%以下
スクリーニング値				1.62m <sup>-1</sup> 以下		1.27m <sup>-1</sup> 以下
閾値(注2)				1.29m <sup>-1</sup> 以下		1.01m <sup>-1</sup> 以下

注1 ガス記号とは自動車検査証の車両の型式欄の「-」ハイフン前の1桁~3桁の英文字をいう。

注2 閾値(しきいち)とは、黒煙測定器による検査では3回測定した平均値で合否判定しますが、オパシメータでは1回目又は2回目の測定値が、閾値以下であれば、その時点で基準に適合しているとみなし、検査を終了することができます。

注3 オパシ測定車とは

- ① 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載があるもの。
- ② 型式指定番号が「16000番以降」のもの。(特殊自動車除く)
- ③ 自動車検査証の型式欄のガス記号がないもので以下のもの。

○ 乗用車(定員10人以下)及びその他の車両(車両総重量1.7tを超え2.5t以下及び車両総重量3.5tを超え12t以下を除く)は、平成22年9月1日以降生産車。

○ 乗用車(定員10人以下)を除く車両のうち、車両総重量1.7tを超え2.5t以下及び車両総重量3.5tを超え12t以下の車両は、平成23年9月1日以降生産車。